

田原本町立まほろば小学校の制服製造業者選定公募型プロポーザル実施要領

この要領は、田原本町立まほろば小学校の制服製造業者選定の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

1. 本件の趣旨

田原本町（以下「町」という。）では、田原本町小中学校施設再配置計画を策定し、田原本町立東小学校、田原本町立北小学校及び田原本町立田原本小学校の3小学校統合を推進することを決定した。

新たな統合小学校「田原本町立まほろば小学校」の開校に伴い、制服検討委員会を設置し、児童が安心して快適に学校生活を送ることができるように、また、保護者の経済的負担の軽減、多様性への配慮、学校生活での使用に必要な十分な機能性を備えた新制服とすることを旨として、田原本町立まほろば小学校において統一した仕様の制服を導入するものである。

新たな制服の導入にあたっては、広く制服に係る企画提案を求め、制服製造業者（以下「制服メーカー」という。）の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本事業に最も適した制服メーカーを選定するために実施するものである。

2. 公募型プロポーザルの概要

- (1) 名称 田原本町立まほろば小学校の制服製造業者選定公募型プロポーザル
- (2) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- ④ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町

税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。

⑥ 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。

⑦ 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。

⑧ 直近5年間（令和3年度から令和7年度）に、近畿圏内の公立小学校又は公立中学校に納入実績がある制服メーカーであること。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類において影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

3. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付	令和8年 5月 18日（月）
質疑の受付開始	令和8年 6月 1日（月）
質疑の受付締切	令和8年 6月 9日（火）
質疑の回答	令和8年 6月 12日（金）
参加申込の受付締切	令和8年 6月 19日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年 7月 22日（水）
プレゼンテーション審査結果通知	令和8年 8月 上旬（予定）
協定書の締結	令和8年 8月 中旬（予定）
制服検討委員会の開催（受託者と初回打合せ）	令和8年 8月 25日（火）
展示会の開催	令和9年 5月 上旬（予定）
契約締結	令和9年 7月 中旬（予定）

4. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年 5月 18日（月）から令和8年 6月 19日（金）まで。

ただし、持参の場合は土日祝日等閉庁日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後4時30時まで。

(3) 提出場所

田原本町役場 2 階 18-1 教育総務課 教育施設マネジメント係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

① 参加申込書(様式第 1 号)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、原則として片面 A 4 判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じて A 4 判横置き横書きも可とする。(なお、企画提案書のページ数は、表紙を含めて 30 ページ以内とする。)

③ 会社概要(様式第 2 号)

④ 近畿圏内における納入実績確認書(様式第 3 号)

⑤ 業務実施体制調書(様式第 4 号)

⑥ 製品価格見積書(任意様式)

⑦ 登記事項証明書(履歴事項証明書)

発行日から 3 ヶ月以内のものに限る。

⑧ 直近 1 年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)

⑨ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税：様式その 3 の 3)

発行日から 3 ヶ月以内のものに限る。

⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税(介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。町が課税するものに限る。)に滞納がない旨の証明書

ただし、発行日から 3 ヶ月以内のものに限る。

⑪ 誓約書(様式第 5 号)

(6) 提出部数

正本 1 部及びデータ、副本 14 部及びデータ

副本(14 部)及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等)を削除又はマスキング(黒塗り)をして提出すること。また、電子データについては上記(5)の提出書類名称に即してファイルを PDF 形式で分割の上、CD-R 等のディスク媒体で正本、副本とフォルダーで分けて保存し提出すること。

※提出書類については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、前記①～⑪の提出書類を確認し、参加資格の有無について文書により通知する。

5. 質疑の受付及び回答

本プロポーザル審査に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書(様式第 6 号)を提出すること。ただし、質疑の回数は、1 参加者につき 1 回までとする。

(1) 受付期間

令和8年 6月 1日(月)から令和8年 6月 9日(火)

ただし、土日祝日等閉庁日を除く。(受付期間内必着)

(2) 受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで(受付時間内必着)

※ただし、最終日6月9日(火)は午後3時までとする。

(3) 提出方法

下記12. 問合せ先に電子メールにて質疑書(様式第6号)を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年 6月 12日(金)に町ホームページにて回答する。

(5) その他

受付期間外に提出されたもの、意見の表明と解されるもの及び質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。

6. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、プロポーザル審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町立まほろば小学校の制服製造業者選定公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

プレゼンテーション審査

審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点(100点満点)を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者及び次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。

・各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点率60%）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合審査後に、総評価点の2%を加点する（例：総評価点が100点の場合2点を加算し102点満点とする。）。複数の評価項目に該当する場合でも加点の上限は総評価点の2%とする。

プロポーザル審査（100点満点）

	評価項目	評価事項	評価点
1	参加者の業務実績及びサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・制服を継続して供給できる経済的基盤を有しているか。 ・町でこれまで制服を購入できた販売店から購入することができるか。また、新たな販売店で購入できる体制をめざせるか。 ・問題発生時や非常時への対応（商品供給がきちんと行われる、不良品の修理、災害時における対応）は適切か。 ・販売店との連携体制が構築できているか、修繕や直しが生じた場合のアフターサービス体制が確保されているか。 	30
2	コンセプト・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・田原本町立まほろば小学校の事業コンセプトに調和した新制服の提案及びデザインがなされているか。 ・清潔感、上質感があり気品が感じられるか。また、児童としての自覚と誇りをもって着用できるものであるか。 ・LGBT対応に考慮したものであるか。 ・流行にとらわれないデザインであるか。 	30
3	機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校活動を支障なく快適に過ごせる動きやすい機能（ストレッチ）があり、軽量に配慮されているか。 ・汚れが落ちやすく、防シワ性（ノーアイロン）、消臭機能、撥水性、洗濯ができるなど家庭で手入れしやすい工夫がされているか。 ・成長に応じて手直しがしやすいものとなっているか。 	25

		・安心して着用でき、着心地が良いものとなっているか。	
4	縫製	・縫製技術が確かであるか。 ・品質等に関する確認体制がとれているか。	10
5	展示会の開催	・案として選定された制服の魅力を十分伝えられる企画となっているか。	5

7. プレゼンテーション審査

プレゼンテーション対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和8年 7月 22日(水)

詳細については、審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

所在地：磯城郡田原本町阪手233番地の1

名称：田原本青垣生涯学習センター 1階 視聴覚室

(3) プレゼンテーション実施者

プレゼンテーション審査対象者1社につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括責任者など本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 20分程度

※質疑応答の前に、実際に制服見本の生地や機能等を体感する時間を5分程設ける。

なお、上記の時間とは別にプレゼンテーションに係る準備に5分、撤去に5分を与える。

(5) その他

① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報(会社名等)を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プレゼンテーションに必要な機器(例：パソコン、プロジェクター、スクリーン、マネキン等)は参加者が用意すること。

④ 制服の見本については別紙「まほろば小学校の新制服基本仕様書」に示す内容により製造の上、制服試作品を提出すること。

⑤ プレゼンテーションは、非公開で行う。その際、町はプレゼンテーションの内容及

び制服サンプルの撮影、録画または録音することができる。

8. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記2の(3)参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき。

9. 契約締結に向けての協議

・仕様等の確定について

事務局は、契約締結に向けて、制服メーカーと協議を行うが、制服メーカーの選定をもって制服メーカーの企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

制服メーカー決定後に最終的な制服の仕様を協議において、また必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

なお、制服決定までの全体スケジュールは予定であり、製造業者と協議のうえ決定する。

【全体スケジュール】

時期	内容
令和8年8月頃	制服メーカーの決定
令和9年3月頃	新制服デザイン、仕様書の検討・決定
令和9年5月頃	新制服(案)展示会の開催
令和9年7月頃	新制服決定

10. 展示会

- (1) プレゼンテーション後、一定期間、公共施設内にて展示会を開催する予定である。
- (2) 展示会における制服選定の進め方については制服メーカーと十分協議し実施するものとする。
- (3) 展示会における提案サンプル品各3セット程度サンプル品用の着せ付け用ボディ(首・足なし、手なし)、パネル等の設置については、制服メーカーと事務局で事前に協議するものとする。
- (4) 展示会へのサンプル品の移動は、制服メーカーと事務局で協議し決定するものとする。

ただし、事務局にて移動をする場合、移動に際した汚れ、破損について事務局は責任を負わない。

- (5) 展示に際し、提案制服のサンプル品に汚れ、破損については制服メーカーの責任において、状況に応じ対応することとする。サンプル品の汚れ、破損について事務局は責任を負わない。

1 1. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜町が判断するものとする。

1 2. 問合せ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

まほろば小学校制服検討委員会事務局（田原本町教育総務課教育施設マネジメント係内）

【担当：牧野、森】

T e l : 0744-32-2906

F a x : 0744-32-2977

E-Mail : kyoikushisetsu@town.tawaramoto.nara.jp 【要着信確認】

以上